

令和6年2月藤枝市議会
定例会議会議案（追加）

令和6年3月21日
藤枝市長

目 次

議案番号	議案名	頁
第 3 3 号 議 案	令和 5 年度藤枝市一般会計補正予算 (第 9 号)	別冊
第 3 4 号 議 案	令和 6 年度藤枝市一般会計補正予算 (第 1 号)	別冊
第 3 5 号 議 案	藤枝市税条例の一部を改正する条例	1
第 3 6 号 議 案	教育長の任命について	3
諮 問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	4
諮 問 第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	5
諮 問 第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	6

藤枝市税条例の一部を改正する条例

藤枝市税条例（昭和 29 年藤枝市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第 5 条の 2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 3 4 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 3 4 条の 2 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 4 8 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第 1 項の規定は、令和 6 年度分の第 3 7 条第 1 項又は第 4 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 3 7 条の 2 第 1 項の確定申告書を含む。）に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第 6 条中「附則第 4 条の 4 第 3 項」を「附則第 4 条の 5 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年度以降の年度分の個人市民税に適用する。

教育長の任命について

次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名 中 村 禎



人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所



氏 名 秋 山 弘



人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所



氏 名 田 村 慎 司



人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所

[REDACTED]

氏 名 田 代 信 幸

[REDACTED]

令和6年2月藤枝市議会定例会月議会（追加）

議案提案理由書（第35号・第36号議案、諮問第1号～第3号）

第35号議案

地方税法等の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震災害に係る個人市民税の雑損控除額等の特例を定めるなど、所要の改正を行うものであります。

第36号議案

本市教育長である中村 禎氏は、令和6年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き適任と認め任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

諮問第1号

人権擁護委員である八木 京子氏が、令和6年6月30日をもって任期満了となりますので、その後任として新たに秋山 弘氏を適任と認め推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号

人権擁護委員である石川 茂雄氏が、令和6年6月30日をもって任期満了となりますので、その後任として新たに田村 慎司氏を適任と認め推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

諮問第3号

人権擁護委員である岩堀 博志氏が、令和5年9月29日をもって退任したことから、その後任として新たに田代 信幸氏を適任と認め推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。